

次のとおり、名寄市文書管理システム導入事業受託者選定について、公募型プロポーザル方式により実施するので、企画提案書の提出を希望する事業者を募集する。

令和 6 年 4 月 26 日

名寄市長 加藤 剛 士

1 業務名

名寄市文書管理システム導入事業

2 業務概要

作成から廃棄までの公文書のライフサイクルをシステム上で一元的に管理することにより文書事務の効率化、職員負担の軽減、文書管理の適正化及びテレワークで行うことができる業務範囲の拡大を図るため、電子決裁を含む総合的な文書管理システムを導入する。

3 事業期間

契約開始日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 参加申込期限

令和 6 年 5 月 10 日（金）午後 5 時必着

5 参加資格要件

(1) 本事業に参加できる者は、次の参加資格を全て満たすものとする。

ア 文書管理システム導入事業を行うにふさわしい計画力・資力等を備えた事業者であること。

イ 国又は地方公共団体において文書管理システム導入等の実績があること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 参加申込期限の 5 日前までに本市の競争入札参加資格申請を提出し、参加申込提出期限までに競争入札参加資格者名簿に「大分類：情報処理業務 中分類：システム開発及びシステム保守」で登録されていること。

オ 公示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

カ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び都道府県民税（法人税、法人事業税）

を滞納していないこと。

キ 名寄市に納税義務がある場合で、市税を滞納していないこと。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされているなどの経営状態が著しく不健全でないこと。

ケ 名寄市暴力団排除条例（平成 25 年名寄市条例第 26 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当しないこと及び名寄市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年名寄市告示第 1034 号）第 6 条による措置を受けていない者であること。

コ 次に定める届出の義務を履行している者（当該届出義務がない者を除く。）であること。

（ア） 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

（イ） 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

（ウ） 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

サ その他必要と認められる要件

6 手続等

- (1) 名寄市文書管理システム導入事業プロポーザル実施要領、仕様書、各種様式等は、名寄市ホームページで公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書類及び企画提案書類の提出方法、提出期限及び提出先については、実施要領を参照すること。
- (3) 企画提案書は、1 事業者 1 提案とする。

7 連絡先

名寄市総務部総務課 担当 外山、吉田
〒096-8686 名寄市大通南 1 丁目 1 番地
電話番号 01654-3-2111（代表）
F A X 01654-2-5644
e-mail ny-senkyo@city.nayoro.lg.jp